

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成21年2月23日(月) 午後 1:00 ~

事案担当課 : 消防局警防課 (内線 3812)

件名	消防力整備計画(案)について		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	安全で安心して暮らせる社会をつくります		
	施策名	消防力の強化		
条例等制定・改廃 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例名等		情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 複雑多様化する災害への対応、行財政改革、市町合併等を踏まえ、より効果的かつ効率的な消防体制を確立させるため、新たな「消防力整備計画」を策定するもの。			
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防力整備計画【中間報告】からの主な変更点について 2 消防力整備計画(案)について 3 相原分署の整備について 4 パブリック・コメントの実施について 			
事案の 具体的 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 中間報告からの主な変更点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画期間(新しい「市総合計画」と同一) (2) 消防署所、消防部隊等の配置(特に、津久井地域における消防署所の整備) (3) 成果指標の設定 2 消防力整備計画(案)(別添「消防力整備計画(案)の概要」等参照) <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画策定の趣旨 <ol style="list-style-type: none"> ア 計画の位置付け 消防組織法に基づき策定する計画であるとともに、市総合計画の部門別計画として位置付ける。 イ 策定の背景 複雑多様化する災害への対応、行政改革、市町合併等 ウ 現行計画(「消防力整備計画(平成13年度~平成22年度)」)の評価 (2) 計画期間 平成22年度から平成31年度までの10か年 (おおむね5年ごとに成果の評価や見直しを実施) (3) 成果指標 市総合計画の部門別計画として位置付ける「消防力整備計画」の成果指標 (4) 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署所の整備等 ・消防部隊等の適正配置(救急隊の増隊等) ・消防団機能の充実 ・救急需要増加への対策 等 3 相原分署の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の概要 (2) 整備スケジュール (3) 救急隊の配置 4 パブリック・コメントの実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 時期 平成21年5月ごろ (2) 方法 市ホームページ等へ掲載し、消防局警防課へ書面等により提出 (3) 内容 「消防力整備計画(案)の概要」の配布、「消防力整備計画(案)」の閲覧 			

事業スケジュール	<p>平成21年1月 消防力整備計画（案）の作成 2月 経営調整会議、経営会議 3月 議会（総務部会）への情報提供 5月 パブリック・コメントの実施（津久井地域等への説明） 7月 市民意見を踏まえた消防力整備計画（案）の作成 8月 経営会議（パブリック・コメントの結果等） 9月 消防力整備計画の策定 平成22年4月～消防力整備計画スタート</p>		
経費・事業対象その他	<p>○計画に位置付けられている主な事業に係る経費（概算）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防署所の整備に係る総事業費（9箇所） 約45億円 2 消防団詰所・車庫の整備（毎年、3箇所程度） 約1億3千万円／年 3 新たに配置する消防車両及び資機材の総事業費 約4億円 		
事業実施にあたっての課題	<p>○消防力とは、消防署所や消防車両などの消防施設とそれらを活用する人員をいい、災害活動においては、特に、マンパワーの占める割合が大きい。再任用職員の活用等、消防職員の適正配置については、さらに、検討する必要がある。</p> <p>○特に、津久井地域においては、消防署所の老朽化、狭小等が著しいため、早期に事業に着手する必要がある。</p> <p>○消防署所、消防車両等の整備に係る経費</p> <p>○パブリック・コメントの実施に合わせ、計画の概要等について、地域住民等へ説明する必要がある。</p>		
検討経過	<p>平成18年 1月 消防力整備計画【骨子】策定 平成19年 1月 政策調整会議、政策会議（消防力整備計画【中間報告】） 平成19年10月 消防力整備計画検討委員会（主管会議）（「消防力整備計画【最終報告】（案）」） 11月 消防力整備計画検討委員会（主管会議）（「スケジュールの変更」） 12月 消防力整備計画策定スケジュールの変更について決裁処理（市長決裁） 平成20年12月 消防力整備計画検討委員会（主管会議）（「【中間報告】からの変更点等」） 平成21年 2月 消防力整備計画検討委員会（主管会議）（「消防力整備計画【最終報告】（案）」） 経営調整会議（消防力整備計画（案））</p>		
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>【<input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議 <input type="checkbox"/>主管会議での主な意見】</p> <p>○救急需要への対応や救命率を向上させるため、救急隊を増隊するようであるが、人員増は図らなくても大丈夫なのか。 →消防力を強化するためには、人員増も必要などであるが、財政状況等を踏まえ、兼務隊等を導入し、人員増を図らない中で消防力を強化することとした。</p> <p>○消防は市民の生活の安全・安心に直接的に関連することから、成果指標における最終目標は、慎重に設定すべきである。 →他都市の状況やこれまでの経過を分析し、最終目標を設定した。</p> <p>○救命率を向上させるためには、行政だけでは成果指標の最終目標を達成することは難しく、傷病者を発見した市民の対応が大きいことから、成果指標に市民との協働を盛り込むべきである。</p> <p>○パブリック・コメント等を実施することから、概要版は、市民にわかりやすいものとするとともに、成果指標については、再度、企画政策課及び都市経営推進室と調整する。</p> <p>○消防署所の配置等、中間報告から一部変更されていることから、パブリック・コメントを実施する前に、経営会議に付議する。</p> <table border="1" data-bbox="129 2033 1441 2110"> <tr> <td data-bbox="129 2033 491 2110"> <input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議の結果 <input type="checkbox"/>主管会議の結果 </td> <td data-bbox="491 2033 1441 2110"> 原案を一部修正し、経営会議に付議する。 </td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 経営調整会議の結果 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果	原案を一部修正し、経営会議に付議する。
<input checked="" type="checkbox"/> 経営調整会議の結果 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果	原案を一部修正し、経営会議に付議する。		

相模原市消防力整備計画（案）

（平成22度～平成31年度）

概要版

「相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン～」に掲げる「安全に暮らせる都市の実現」を目指し、平成12年度に消防力整備計画（平成13年度～平成22年度）を策定し、田名分署の移転・整備（救助隊の新規配置）や新磯分署の新設（救急隊の新規配置）など、消防力の強化を着実に推進してきた。

しかしながら、社会経済情勢の変化の中で、災害及び事故の態様は、複雑多様化の傾向を強めてきているとともに、東海地震等の大規模地震の発生、国際情勢等を踏まえたテロ災害、国民保護法制への対応等、消防に期待される役割はますます重要になっている。

また、相模原市と津久井郡4町との合併に伴い、平成18年に津久井郡広域行政組合消防本部と組織統合し、一体的な消防行政に取り組んでいるところであるが、より一層、市民生活の安全・安心を確保する必要がある。

このような状況の中、地域の特性、都市基盤の整備状況、都市構造の変化等、消防行政に必要な要因を加味し、より効果的かつ効率的な消防体制を構築するため、平成12年度に策定した消防力整備計画を見直し、ここに新たな消防力整備計画を策定するものである。

消防力整備計画とは、

市民の生命、身体及び財産を火災や事故等の災害から守るため、消防署所の整備や消防部隊の配置、救急高度化への対応、火災予防体制の充実、消防通信の高度化など、消防力を強化するための計画である。

平成21年3月

相模原市

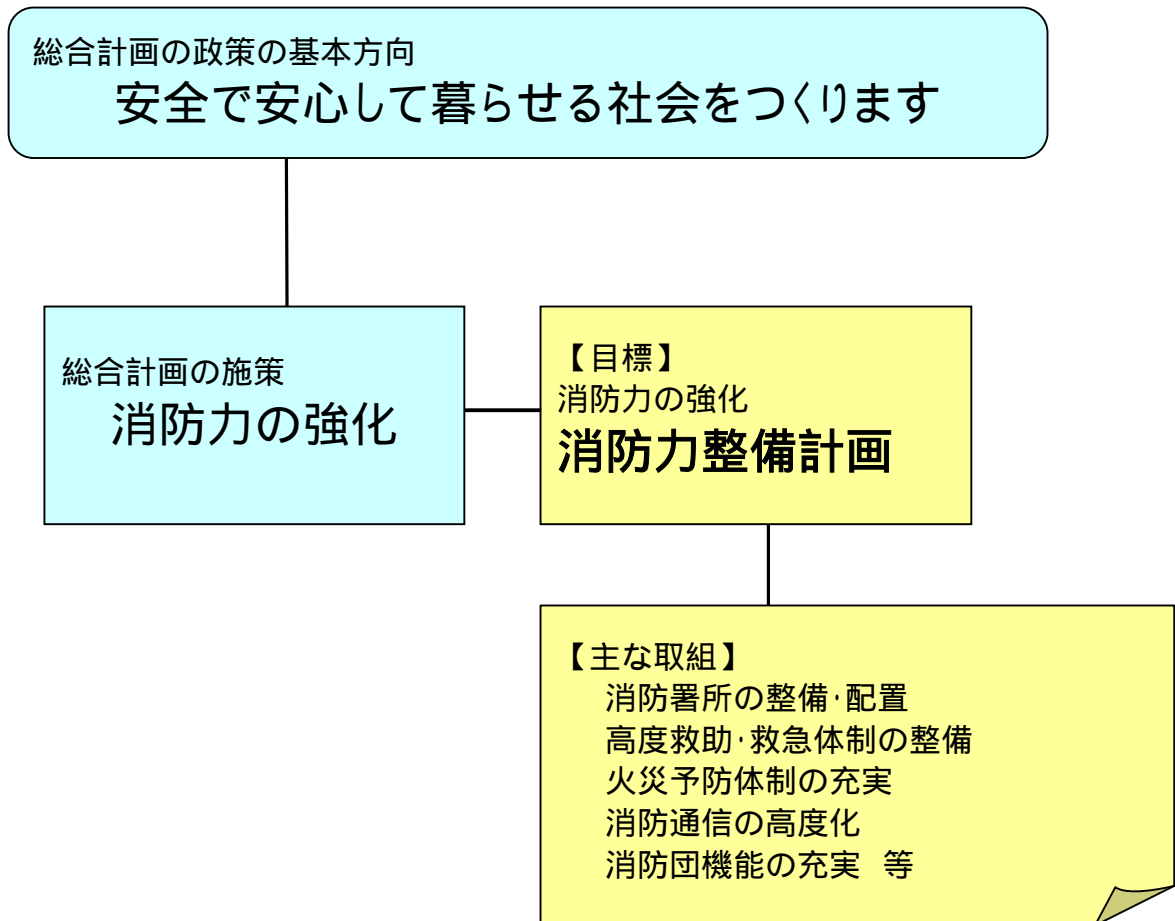
目 次

計画策定の趣旨	1
計画の位置付け	1
計画策定の基本理念	2
基本的な柱	2
基本理念	2
計画期間	2
成果指標	3
現在の消防力と災害の分析	4
1 本市消防局・消防団の消防力の現状	4
2 基礎調査（現状分析と将来推計）	6
消防力を強化するための取組	7
1 消防署所の整備・配置	7
2 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化	9
3 効果的な人員配置	9
4 兼務隊等の導入	10
5 消防団機能の充実	12
6 自主防災組織との連携強化	12
7 高度救急体制の整備	13
8 救急需要増加への対策	13
9 市民に対する応急手当の普及	13
10 火災予防体制の充実	14
11 消防水利の整備等	14
12 消防通信の高度化	15
13 消防防災ヘリコプター導入の検討	15
計画の推進	15

計画策定の趣旨

計画の位置付け

相模原市消防力整備計画（以下「消防力整備計画」という。）は、「消防組織法」に基づく消防計画及び「相模原市総合計画（以下「総合計画」という。）」の部門別計画として、国で示す「消防力の整備指針」を踏まえ、消防機関が市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、迅速かつ効果的に対応できるよう策定する計画であるとともに、「総合計画」における政策の基本方向の1つである「安全で安心して暮らせる社会」を実現させるため、様々な取組を着実に実施し、「消防力の強化」を図るものである。



計画策定の基本理念

基本的な柱

安全で安心して暮らせる社会の実現を最大の目的とする。

公正と効率を考慮した視点で市全体を捉える。



基本理念

消防の責務

複雑化・多様化する災害への対応力の向上

市民とのパートナーシップ

より効率的な消防行政の推進

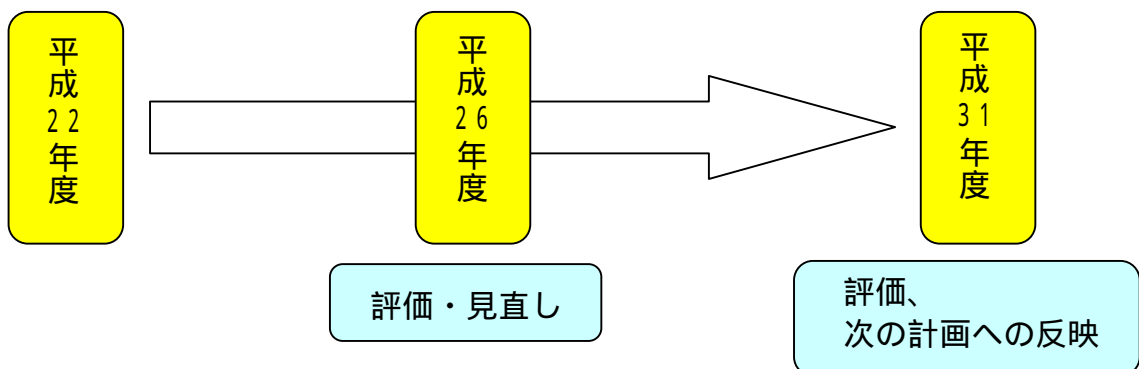
総合性の発揮

広域的な体制づくりの検討

計画期間

消防力整備計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年とする。

なお、「総合計画」と同様に、おおむね5年を目途に計画の成果を評価し、必要により見直しを実施する。



成果指標

目標とする「消防力の強化」の達成度を図るため、次の2つの指標を設定し、評価を行い必要な見直し実施する。

例えば、救命率を向上させるためには、消防署所の整備や消防部隊の配置はもとより、心肺停止傷病者を発見した人が救命処置を行うことが重要であることから、応急手当の普及啓発など、行政と市民が一体的に総合的な取組を推進する必要がある。

火災被害の軽減

火災による被害を軽減するため、「延焼率」を減少させることを指標とする。

最終目標値については、都道府県別の延焼率の中で最も低い平均値9.7%とする。

延焼率
出火した建物以外に延焼した火災件数の割合



火災現場

救命率の向上

一人でも多くの大切な命を救うため、「救命率」の向上を指標とする。

最終目標値については、心肺機能が停止したすべての傷病者の過去10年間の平均伸び率0.5%を用い、算出した数値14.0%とする。

なお、全国平均値については、8.6%となっている。

救命率
心臓を起因として心肺機能が停止した傷病者の生存者数の割合



市民への応急手当の普及啓発

	指 標	指標の定義	現状	中間目標	最終目標
1	火災被害の軽減 (延焼率の減少) (%)	出火した建物以外に延焼した火災件数の割合を減少させる。	11.8 〔 H16~20 平均値 〕	10.7 〔 H21~26 平均値 〕	9.7 〔 H27~31 平均値 〕
2	救命率の向上 (%)	心臓を起因として心肺機能が停止した傷病者の生存者数の割合を向上させる。	8.5 〔 H17~20 平均値 〕	11.5 〔 H21~26 平均値 〕	14.0 〔 H27~31 平均値 〕

現在の消防力と災害の分析

1 本市消防局・消防団の消防力の現状

(1) 消防組織

消防局・署

平成20年4月1日現在

消防局	消防総務課	
	予防課	
	警防課	
	救急対策課	
	指令課	
相模原消防署	警備課	本署
		田名分署
		淵野辺分署
		緑が丘分署
		上溝分署
	査察指導課	
南消防署	警備課	本署
		麻溝台分署
		新磯分署
		東林分署
		大沼分署
		相武台分署
		上鶴間分署
	査察指導課	
北消防署	警備課	本署
		大沢分署
		相原分署
		城山分署
	査察指導課	
津久井消防署	警備課	本署
		救急隊派出所
		藤野分署
		鳥屋出張所
	青根出張所	
査察指導課		

消防団

平成20年4月1日現在

相模原市消防団	相模原消防団	9分団	57部
	城山消防団	4分団	12部
	津久井消防団	8分団	24部
	相模湖消防団	4分団	
	藤野消防団	7分団	15部

(2) 消防施設 (平成20年4月1日現在)

消防局が保有する車両 138台 (消防ポンプ自動車、はしご自動車、救急車等)

消防団が保有する車両 116台 (消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車)

消防水利 10,927基 (消火栓、防火水槽等)

(3) 消防隊等 (平成20年4月1日現在)

消防署 指揮隊 4隊、消防隊 20隊、救急隊 16隊、

救助隊 4隊、特殊車両隊 5隊

合計 49隊

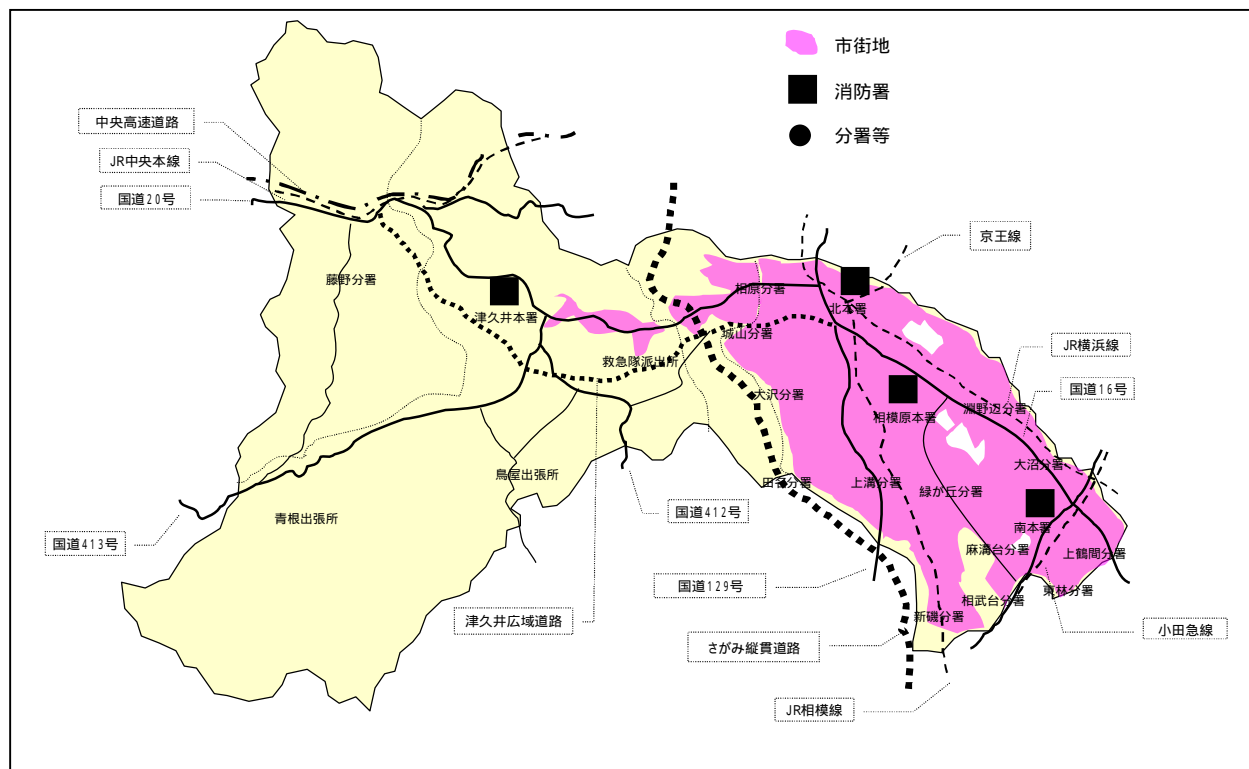
消防団 消防隊 116隊



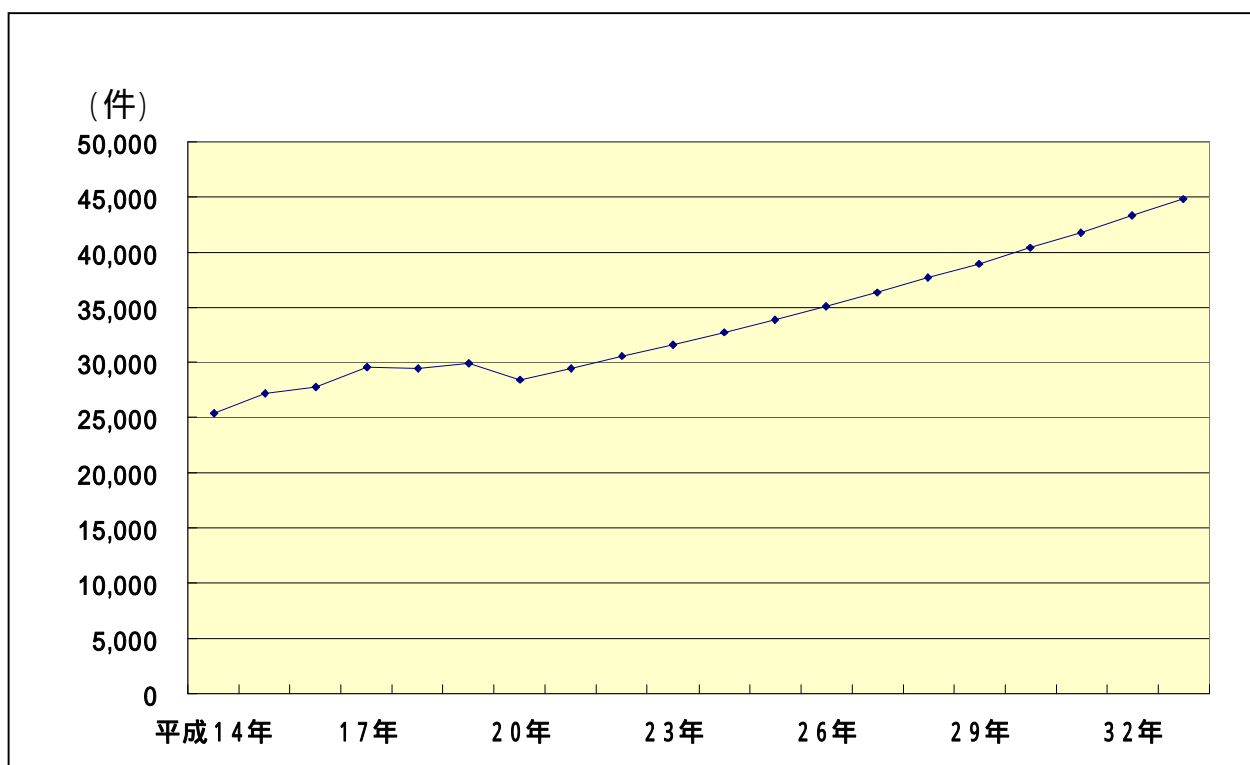
消防署の車庫

2 基礎調査（現状分析と将来推計）

消防署所や消防部隊を効果的かつ効率的に配置するため、市街地（1平方キロメートル当たり4,000人以上）の状況、救急件数の将来推計などの基礎調査を実施した。



市街地と消防署所の配置



救急件数の将来推計

消防力を強化するための取組

1 消防署所の整備・配置

基礎調査の結果を踏まえ、公正と効率を考慮した視点で市全体を捉え、災害の発生状況等を勘案し、市街地と市街地以外に区分し、消防署所を整備・配置する。

(1) 市街地における消防署所の配置の考え方

市街地は、大規模な防火対象物が存在し、建築物の密集度が高いのが現状である。また、高齢化の進展等により救急需要も増加している。

これらの災害に対応するため、市街地においては、消防隊及び救急隊が消防署所から災害現場まで5分以内で到着できるよう消防署所を配置する。

(2) 市街地以外の地域における消防署所の配置の考え方

市街地以外の地域においては、防火対象物や人口が少ないことから、火災、救急等の災害発生件数は少ないものの、山林火災、山岳救助、湖における水難救助等、地域特有の災害が発生することから、署所の管轄区域、災害の発生状況等を勘案し、消防署所を配置する。

また、特に、消防団、自主防災組織及び地域住民との連携を、より一層強固にする必要があるため、地域の拠点としての役割を考慮する。

(3) 消防署所の整備方針

基礎調査の結果及び消防署所の配置の考え方を踏まえ、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題が整理されたものから、順次、整備していくものとする。

8 ページ「消防署所の整備方針」参照

市街地

- ・相原分署の整備
- ・東林分署の整備
- ・（仮称）麻溝台・相武台分署の新設
- ・（仮称）麻溝分署の新設
- ・（仮称）中野又は串川分署の新設

市街地以外の地域

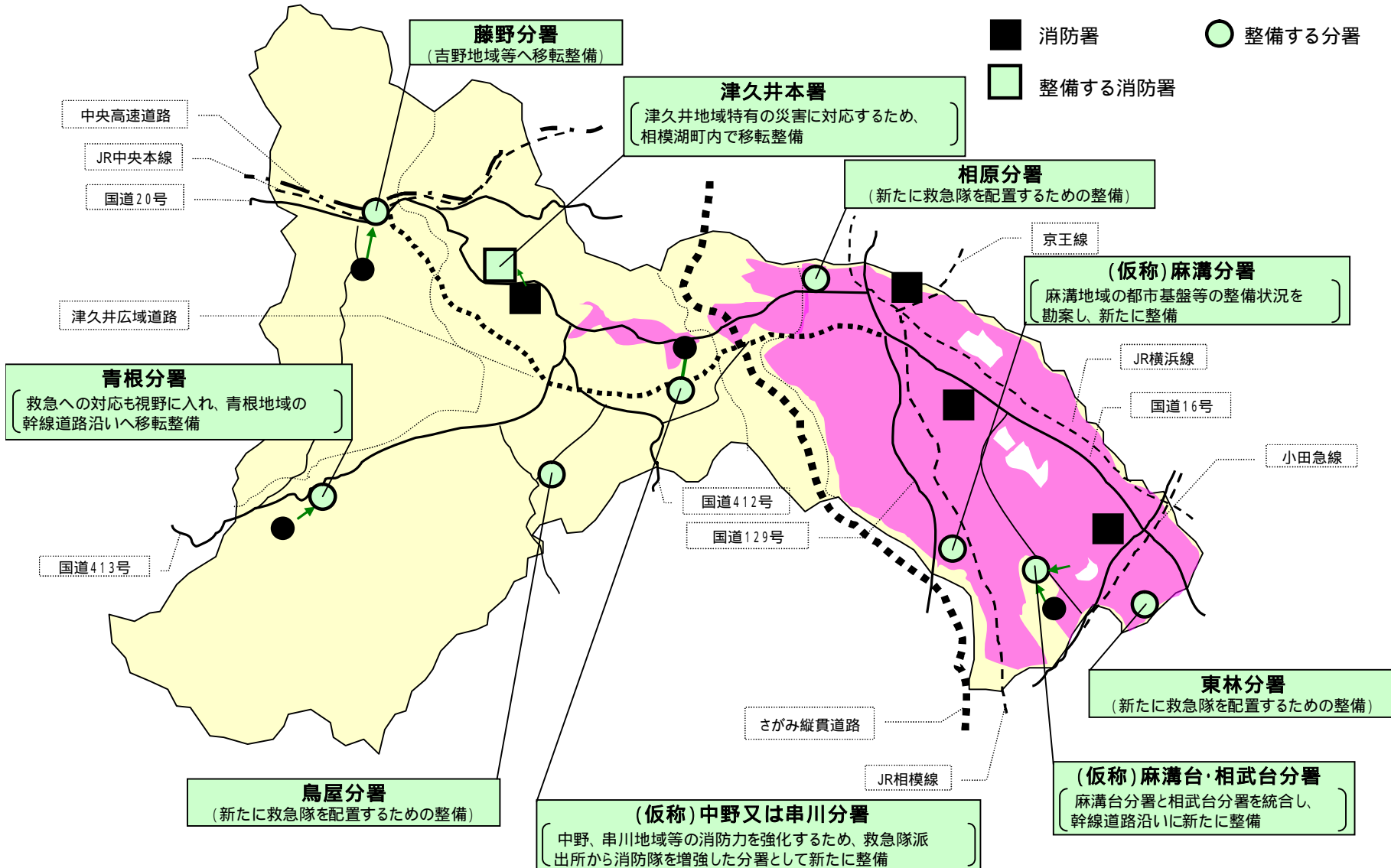
- ・津久井消防署本署の移転整備
- ・藤野分署の移転整備
- ・鳥屋分署の整備
- ・青根分署の移転整備

既存施設の改修（市街地及び市街地以外共通）

消防局庁舎、消防指令センター及び署所の改修については、その必要性や方法を検討し、実施する。

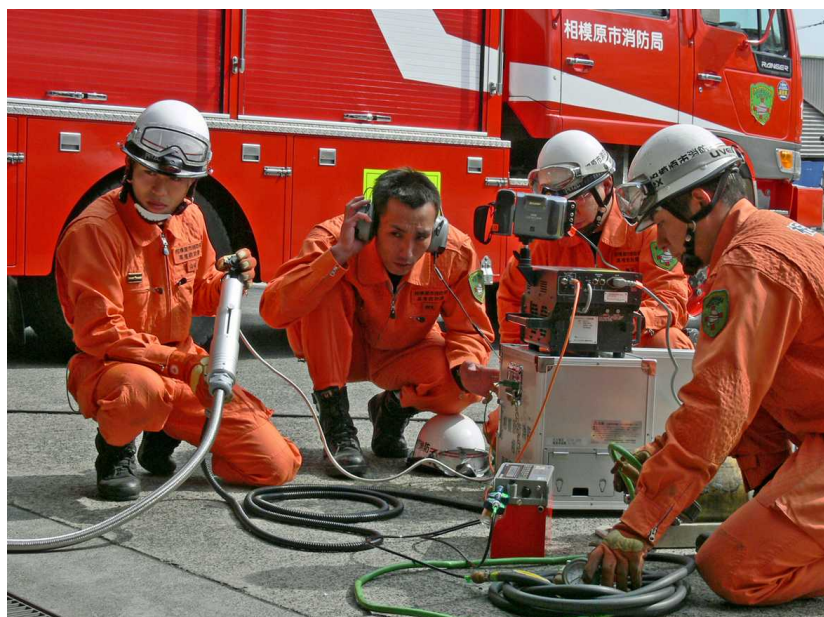
消防署所の整備方針

- 市街地
- 消防署
- 整備する消防署
- 分署
- 整備する分署



2 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化

消防部隊は、それぞれの特性、役割を活かすことで、迅速かつ的確な消防活動が実施できることから、消防署所に指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊、はしご自動車などを運用する特殊車両隊を配置する。



訓練の状況

3 効率的な人員配置

- (1) 消防隊等への適正な人員配置
- (2) *再任用職員活用による効果的な人員配置
- (3) 民間活力活用の可能性の検討

*再任用職員

市町村等が、定年退職等により一旦退職した者を1年以内の任期等を定めて改めて採用する職員

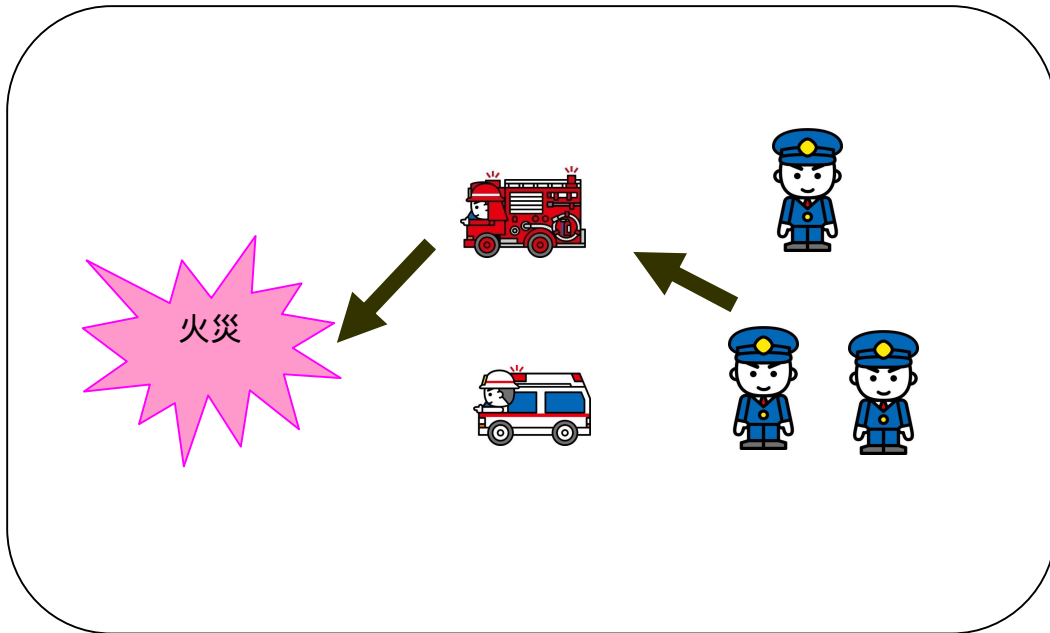
4 兼務隊等の導入

消防行政の業務量は全般的に増大しているが、厳しい財政事情や行政改革の流れ、他分野との均衡等を考慮すると、職員数の増員は困難な状況にある。

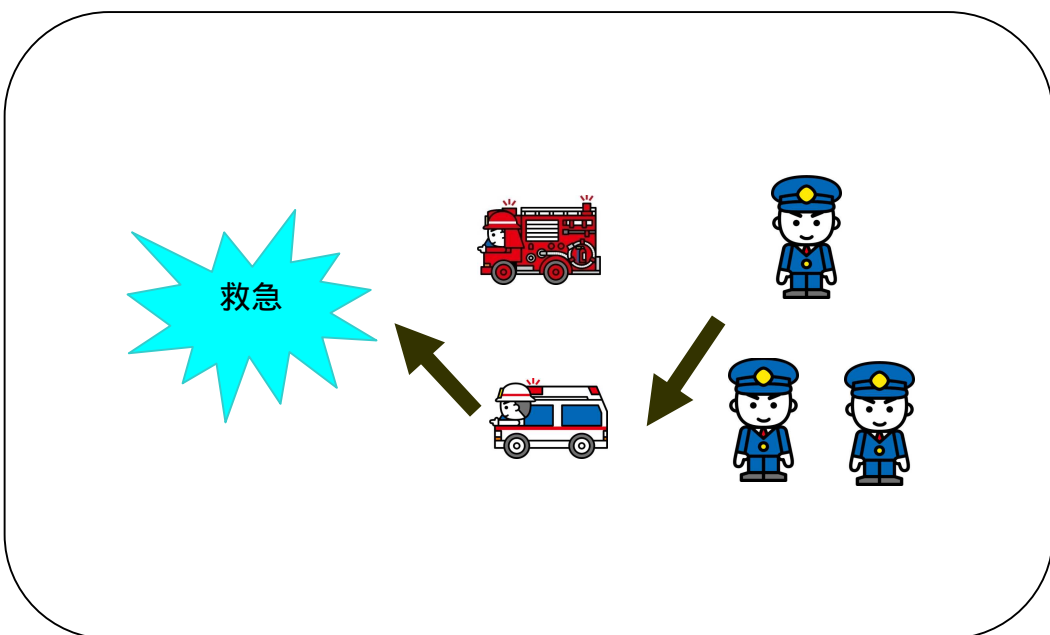
このような状況を踏まえ、救急需要に対応する方策として、消防隊が救急隊を兼ねる兼務隊の導入や消防業務の効率化を図るため、消防隊・救助隊による特殊車両の運用を推進する。

兼務隊のイメージ

火災の場合



救急の場合



消防部隊の配置方針

計 画						
消 防 部 隊	指 揮 隊	消 防 隊	救 急 隊	救 助 隊	特 殊 車 両 隊	
消 防 署 所						
合 計	4	2 1	2 1	4	6	

相模原消防署	本署	1	1	1	1	1
	田名分署		1	1	1	
	淵野辺分署		1	1		
	緑が丘分署		1	1		1
	上溝分署		1	1		

南消防署	本署	1	1	1	1	1
	(仮称)麻溝分署		1	1		
	新磯分署		1	1		
	東林分署		1	1		
	大沼分署		1	1		
	(仮称)麻溝台・相武台分署		1	1		1
	上鶴間分署		1	1		

北消防署	本署	1	1	1		1
	大沢分署		1	1		
	相原分署		1	1		
	城山分署		1	1		

津久井消防署	本署	1	1	1	1	1
	(仮称)中野又は串川分署		1	1		
	藤野分署		1	1		
	鳥屋分署		1	1		
	青根分署		1	1		

印は、消防と救急の兼務隊の配置が可能な署所を表す。

印は、消救車（消防車に救急車の機能を備えた車）による兼務隊の配置が可能な署所を表す。

印は、消防隊・救助隊が特殊車両を運用することが可能な署所を表す。

5 消防団機能の充実

(1) 消防団員の確保

- ・市職員、農協職員、郵便局員等の公共団体等の職員への入団促進
- ・学生団員の入団促進
- ・*「消防団協力事業所表示制度」の推進

(2) 消防団の活性化

- *「機能別団員・分団」の設置検討

(3) 消防団詰所・車庫の整備

消防団詰所・車庫の計画的な整備

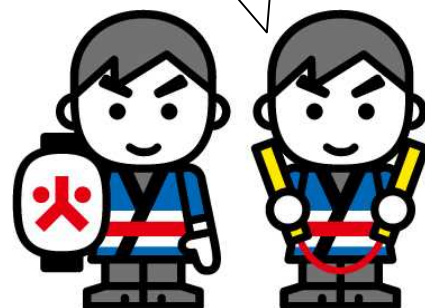
(4) 消防団車両の更新

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の計画的な更新、整備

(5) 装備の充実

- ・地域実情に合わせた資機材の配備
- ・大規模災害時における人命救助や道路啓開などの活動を視野に入れた資機材の配備

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神のもと、災害活動や平常時の訓練等、地域の安全・安心のため、重要な役割を担っています。



6 自主防災組織との連携強化

地震などの災害から生命や財産を守るためには、消防機関による「公助」、個人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要である。災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備等を、より充実させるため、市民とのパートナーシップをより強固にするとともに、自主防災組織に対しての訓練指導を推進し、地域における危険箇所や避難経路の把握等、減災に関する情報を提供するなど、自主防災組織との連携強化を図る。

* 消防団協力事業所表示制度

勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など消防団活動に協力している事業所に対し、市町村又は総務省消防庁が協力事業所として認定し、表示証を交付する制度

* 機能別団員・分団

大規模災害時等、特定の活動、役割のみに参加する団員、分団

7 高度救急体制の整備

(1) 救急救命士の配置

- ・すべての救急隊へ救急救命士を2名配置
- ・*通信指令部門へ配置するほか、消防隊、救助隊等への配置についても考慮

(2) 救急高度化への対応と資器材等の整備

- ・救急救命士及び気管挿管や薬剤投与などの高度な応急処置ができる認定救急救命士の計画的な養成
- ・救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した高度救命処置用資器材の配備促進

(3) *メディカルコントロール体制の充実

救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の充実

(4) 消防と医療の連携の推進

消防と医療がより強固に連携し、救急医療体制の更なる強化を推進

8 救急需要増加への対策

(1) 救急車の適正利用等に関する普及啓発活動等

- ・市民に対し、広報紙やホームページ等を活用した救急車の適正利用等に関する普及啓発活動の推進
- ・熱中症やインフルエンザの流行などの情報を積極的に広報し、救急自体の発生を減少させる予防救急の検討

(2) 119番受信時等におけるトリアージ（緊急度・重症度選別）の検討

119番受信時及び救急現場におけるトリアージの導入の検討

(3) 民間の患者等搬送事業者等の活用

*患者等搬送事業認定や救急医療情報センター充実の推進

9 市民に対する応急手当の普及

- ・救命講習会の受講者を市民3世帯に1人、10万人を目標に市民体験型の普及啓発活動の推進
- ・民間企業等への*AED設置の推進

*通信指令部門

119番通報の受付や消防隊等に災害出場指令などを行う部門

*メディカルコントロール体制

医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するため、医師からの常時指示、医師による事後検証及び医療機関における救急救命士の再教育を行う体制

*患者等搬送事業認定

入退院や通院など緊急性のない患者を搬送する場合に、利用者の安全性及び利便性を確保するため、一定の要件を満たした民間の搬送事業者を認定する制度

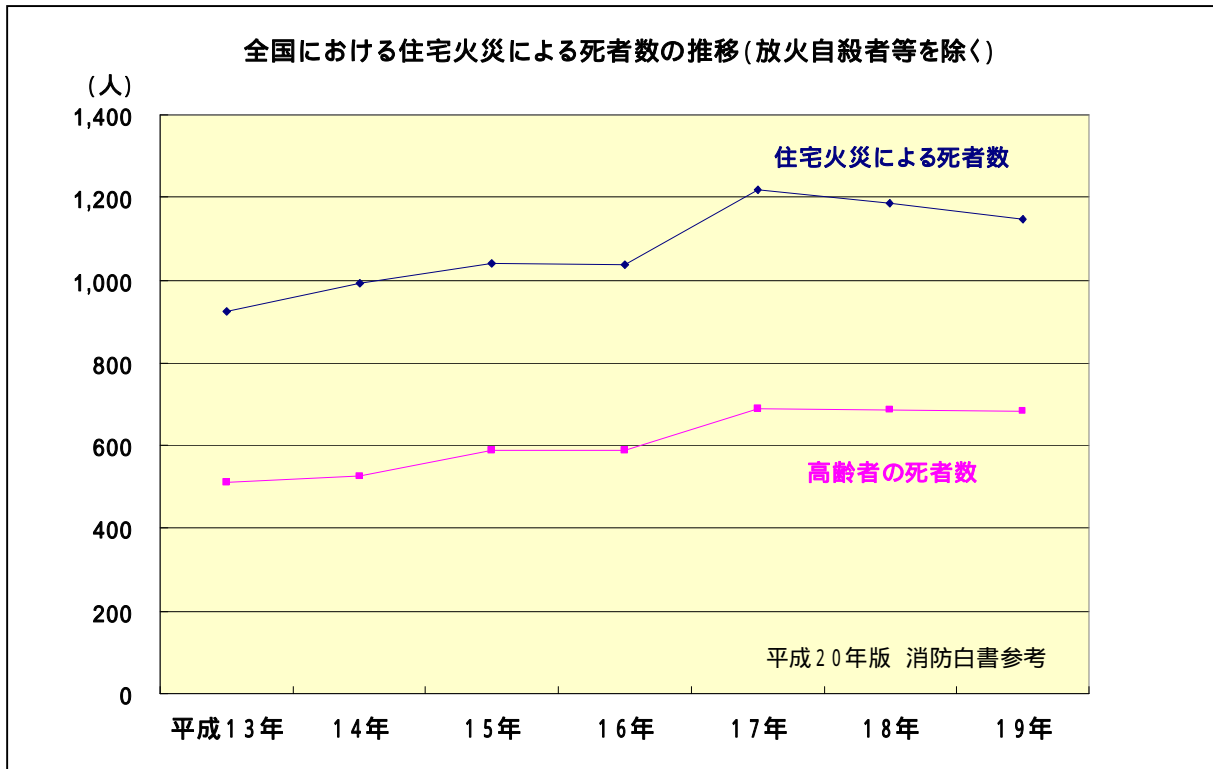
*AED

自動体外式除細動器の略で、心臓が心室細動（不整脈の一種）という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器

10 火災予防体制の充実

(1) 住宅防火対策の推進

- ・住宅火災による死者数を減少させるため、住宅用火災警報器の普及を促進
- ・高齢者宅への防火診断の充実や福祉関係機関との連携強化



(2) 放火火災防止対策の推進

市民、事業所、地域及び関係機関と連携し、更なる放火火災防止対策の推進

(3) 火災予防広報の推進

より効果的な広報活動を実施するため、広報・広聴を専門に担当する要員や部署の設置を検討

(4) 火災予防体制の強化

- ・高度化・専門化する予防業務への対応
- ・* 予防技術資格者の養成及び予防要員の適正配置の検討

11 消防水利の整備等

(1) 消防水利の整備方針

消火活動を的確に実施するため、消火栓や防火水槽等をバランスよく整備

(2) 自主防災組織等(地域住民)による消火栓の活用

津久井地域において、自主防災組織等の地域住民が初期消火を行うため、必要な消火栓ホース格納箱を整備

(3) 小規模集落における消防水利の確保

防火水槽の設置や自然水利(川、湖など)を有効に活用することなどを検討

* 予防技術資格者

高度化・専門化する予防業務に対応するため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として消防庁長官が定める資格を有する者

1.2 消防通信の高度化

(1) 消防情報管理システムの充実強化

- ・新たな通信手段に対応した機能強化を行うなど、迅速・的確に災害情報を送受信できるようシステムの維持管理又は更新
- ・複雑多様化する災害に対応するべく、高所からの迅速確実な情報収集を図るため、高感度監視カメラの設置等を検討

(2) 消防救急無線のデジタル化への対応

通信内容の秘匿性の確保及び広域災害を踏まえた神奈川県全体のネットワーク構築のため、デジタル消防救急無線を整備

1.3 消防防災ヘリコプター導入の検討

消防防災ヘリコプターは、山岳救助、山林火災、地震等大規模災害時において、その高速性、機動性を活用し、消防防災活動で大きな役割を担うことが期待できるが、購入費や維持管理費などの経費、ヘリポート用地の確保など課題も多いことから、導入については、共同運用等も含め検討していく。

計画の推進

「消防力整備計画」は、市民の安全・安心を確保する「消防力を強化」するための“最も大きな方向性”である。本市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市民の安全・安心を確保するため、消防力整備計画に基づき、「消防署所の整備計画」等のアクションプラン（行動計画）により、着実に本計画を推進し、消防力の強化を図っていくものとする。

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成21年 2月23日(月) 午前・午後1:00 ~

事案担当課 : 地域保健課 (内線 5612)

件名	相模原市食育推進計画の策定について		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置づけ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	市民健康づくりの推進		
	施策名	自ら行う健康づくり		
条例等制定・改廃 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	条例名等		情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 市民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化し、食生活や食生活を取り巻く環境が変わったことに伴い、食をめぐる状況も変化している。一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、保育所、地域、その他の関係機関等が連携・協力し、具体的かつ効果的に食育を推進する必要があるため、食育推進計画を策定するもの。			
概 要	計画案の概要について			
事 案 の 具 体 的 内 容	1 計画案の概要 (概要は資料1のとおり)			
	(1) 計画の位置づけ 食育基本法第18条の規定に基づき、相模原市保健医療計画推進のための取り組みのひとつとして本市における食育の推進に係る推進計画を策定するもの。			
	(2) 計画期間 平成21年度から25年度までの5年間とし、以降、計画の達成状況や社会環境等の変化を踏まえながら見直しを行い継続していく。			
	(3) 計画の基本理念 ~食を通して市民みんなが支えあい人をはぐくむまち さがみはら~ 心身ともに健康で、いきいきと過ごすために、「食育」はあらゆる世代に必要であり、子どもたちが生涯にわたって健康で豊かな人間性を形成していくためには、「食育」が大きく影響する。 そして、子どもたちが、将来、大人として正しい食育の考え方を次世代に伝えることで、さらに食育が推進されることとなる。 このため、「子どもたちから」を主眼に置き、保護者や周囲の大人・地域等が食に関する知識を高めることが必要となり、子どもたちの「食育」を通じて相互に健全な食生活が実践できるように、計画の基本理念を「食を通して市民みんなが支えあい人をはぐくむまち さがみはら」と定めるもの。			
	(4) 計画推進の視点と目標 食育を実践しやすくするため、様々な分野からとらえた課題を検証し、一人ひとりが自ら食育を実践することを「個人」、家族や地域における自主研修グループなどで実践できることを「仲間」、それらすべてを連携・協力することで実践できることを「環境」という3つの視点で整理し、それぞれに目標を定め推進することとする。			
	(5) 視点ごとの具体的な取り組み			
	(6) 計画の成果指標 計画の推進に当たっては、視点ごとに指標を定め、それらに基づき進行管理を行う。 進行管理は、庁内関係課において実施状況を検証するとともに、学識経験者や関係機関等による食育推進委員会を設置し適正に行う。 計画の達成状況については、市民生活習慣実態調査、市政に関する世論調査等の結果を検証するとともに推進のプロセスについても適切に調査し、効果的に食育推進に活かすものとする。			
	2 パブリックコメントの意見 募集期間 平成20年12月15日~平成21年1月6日 意見提出状況 2人(7件)			

事業スケジュール	平成21年 3月 計画策定・公表	
経費・事業対象その他	平成21年度必要経費 食育推進計画推進委員会謝礼 103千円 印刷製本費（啓発リーフレット等） 100千円	
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との効果的な連携体制の構築 ・市民自らが食育について実践するための周知・啓発方法の工夫 	
検討経過	平成20年 5月23日 第1回食育推進計画策定委員会 8月 7日 第2回食育推進計画策定委員会 10月23日 主管会議 11月 7日 経営調整会議 12月 4日 市議会民生部会報告 12月 パブリックコメント 平成21年 1月26日 第3回食育推進計画策定委員会（最終案承認）	
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>【<input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議 <input type="checkbox"/>主管会議での主な意見】</p> <p>○ 食育基本法の中で国・県等との連携・役割分担が示されているのではないかと。本市の推進計画の輪郭がはっきりしない。</p> <p>→ 国は推進基本計画を策定、その中では理念的で大きな方向性、基本姿勢を掲げている。県は、法第17条に定められた推進計画を策定し、県としての食育の推進施策、市の推進計画の指針となるような総論的な計画としている。</p> <p>本市としては、市民の健康の増進を食を通じて行っていくという姿勢を出し、本市独自のものとしていきたい。</p> <p>○ 県下市町村の策定状況は。</p> <p>→ まだ策定にいたっているところは少ない。どこも健康づくり部門が策定しているようである。</p> <p>○ 食育における課題、目標と具体的取り組み、成果指標と中身に記載されていることの流れがわかりにくいのではないかと。</p> <p>○ 成果指標については、新しい総合計画でも設定していく。指標は重要であり、関係部署とも、成果指標の考え方をよく調整してほしい。</p> <p>→ 本市独自の推進計画の策定を、という策定委員会での議論の中で今回の案を提案させていただいている。成果指標については、なかなか、根拠になるものが示しにくいという中で、今回の案としたものであるが、関係部署との調整などを進め、わかりやすい指標を設定することとしたい。</p>	
【 <input checked="" type="checkbox"/> 経営調整会議の結果】 【 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果】	原案を修正して経営会議に諮る	

相模原市食育推進計画（案）について

1 計画の背景

市民のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化し、食生活や食生活を取り巻く環境が変わったことに伴い、食をめぐる状況も変化しています。

国においては、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律として「食育基本法」が平成 17 年に制定されており、同法第 16 条で国、第 17 条で都道府県、第 18 条で市町村においてそれぞれ推進計画を定めることを規定しています。

そこで、本市では、一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、保育所、地域、その他の関係機関等が連携・協力し、具体的かつ効果的に食育を推進する必要があることから食育推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

ア 食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画とし、本市が今後進めていく食育推進施策の方向性や目標を定めています。

イ 相模原市総合計画や関連する他の計画と連携し、整合性をもったものとして定めています。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間とします。

以降、計画の達成状況や社会環境等の変化を踏まえながら継続して見直しを行うものとします。

3 食をめぐる現状と課題

○ 食習慣の乱れ

- 朝食をきちんと食べさせることの心がけは、小学生以下の子を持つ親の 90%程度が「いつもそうしている」と回答しています。

また、中学生及び高校生のきちんと食べることの心がけについては、学年が上がるごとに低くなり、50%程度まで落ち込んでいますが、30 歳代以降は向上し、60 歳代では 80%以上の人 がきちんと食べることを心がけています。

〈出典：平成 19 年度 相模原市市民生活習慣実態調査〉

【課題】

家庭における意識の向上を更に高めるとともに、高校生及び若い世代に対する意識の向上を図る方策を検討する必要があります。

○ 孤食

- 小・中学生を対象としたアンケートによると、「1 週間の中で、家族全員そろって食事をしたことがない」という回答が 16.6%あります。

〈出典：平成 17 年度 さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析〉

【課題】

家庭での共食をはじめ、地域や学校においてもみんなで食べることの楽しみを周知するなどコミュニケーションを充実させることが必要となります。

○ 栄養の偏り

- ・ 栄養のバランスやエネルギーを考慮して食事をしていない人の割合が 27.6%で、脂肪の多い肉類を毎日食べる人の割合が 21%、緑黄色野菜を週に数回しか食べない人の割合は 29%程度といった状況にあります。
〈出典：平成 19 年度 相模原市市民生活習慣実態調査〉

【課題】

摂取回数だけでなく摂取量の向上にもつながるように、食に関する知識の向上や食への関心を高める方策を検討していく必要があります。

○ 肥満と過度の痩身と健康問題

- ・ 40 歳代及び 50 歳代の男性の肥満度が平成 13 年度と比較して平成 19 年度は大幅に上昇しています。
〈出典：平成 13・19 年度 相模原市市民生活習慣実態調査〉
- ・ 女性は 30 歳代から 50 歳代のやせが増加しており、特に 40 歳代の女性にやせが多い状況となっています。50 歳代の女性については、肥満の割合も増加しており、適正体重の割合が減少しています。
〈出典：平成 13・19 年度 相模原市市民生活習慣実態調査〉
- ・ 食事との関係も深い糖尿病においては、平成 14 年度と比較して約 2 倍の増加となっています。
〈出典：平成 14・18 年度 地域保健・老人保健事業報告〉

【課題】

家庭において気を配るとともに地域や学校などにおいて栄養バランスの良い食生活についての啓発が必要となります。

○ 食育に関する活動への参加

- ・ 「食育」に関する行動を積極的にしている人は 4.5%にとどまり、していない人の合計はあまりしていない人を含めると 38.2%に上ります。
〈出典：平成 18 年度 相模原市市政に関する世論調査〉

【課題】

食に関わることの大切さを広く周知し、地域活動の啓発を進めることが必要です。

○ 食育に関する理解

- ・ 「食育」という言葉は、80%近くの市民が知っていますが、内容まで知っている人になると 50%程度となります。

〈出典：平成 18 年度 相模原市市政に関する世論調査、平成 18 年度 内閣府食育に関する特別世論調査〉

【課題】

国の割合に比べると高いものの、今後、食育を推進していく上では、地域や学校など様々な機会をとらえて周知を図り理解を深めていくことが必要となります。

○ 食育への関心

- ・ 「食育」について、関心がある・どちらかといえば関心があると回答した人の割合を合わせると 76.4%となります。

〈出典：平成 18 年度 相模原市市政に関する世論調査、平成 18 年度 内閣府食育に関する意識調査〉

【課題】

自らが進んで食への取り組みを行うよう啓発し、食育への関心を高めることが必要となります。

○ 食の安心・安全

- ・ 「食の安心・安全」については、平成 19 年度の「神奈川県 食に関する意識調査」によると食品に不安を感じることのある人の割合が 90%程度となっています。

＜出典：平成 19 年度 神奈川県 食に関する意識調査＞

【課題】

食品表示や食品の安全性に関する正確な情報の周知に努めることが求められています。

○ その他

- ・ 市内の4～6歳の未就学児を対象とした調査では、食事をする時、あいさつをしていない子どもの割合は、時々しているを合わせると 15.4%、調理の手伝いをさせていない保護者は 33.8%、テレビを見ながら食事をする習慣がある子どもは 68.1%でした。

＜出典：平成 18 年度 相模原市食生活に関するアンケート調査＞

【課題】

子どもの年齢に合わせて、できることから関わりを持たせ、食への興味や楽しさを育てていくことが必要となります。

4 計画の基本理念と推進の視点

(1) 計画の基本理念

生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと過ごすために、「食育」はあらゆる世代に必要であり、特に子どもたちが豊かな人間性を育てていく上で大きな影響を及ぼします。

そして、子どもたちが、将来、大人として正しい食育の考え方を次世代に伝えることで、さらに食育が推進されることとなります。

このため、「子どもたちから」を主眼に置き、保護者や周囲の大人・地域等が食に関する知識を高め、子どもたちの「食育」を通じて相互に健全な食生活が実践できるように、計画の基本理念を次のとおり掲げ食育を推進していくこととします。

基本理念：「食を通して市民みんなが支えあい人を育むまち さがみはら」

(2) 計画推進の視点と目標

ア 計画推進における視点

食育を実践しやすくするため、様々な分野からとらえた課題を検証し、一人ひとりが自ら食育を実践することを「**個人**」、家庭や地域において実践できることを「**仲間**」、それらすべてが連携・協力することで実践できることを「**環境**」という3つの視点で整理し計画を推進していきます。

イ 視点ごとの目標

基本理念を達成するため、個人・仲間・環境の視点ごとに次の目標を定め食育を推進していきます。

【個人】：食について興味を持ち、楽しみながら学び実践します

【仲間】：食を通して、家庭や地域におけるコミュニケーションを豊かにします

【環境】：楽しい食を実践しやすい環境を整えます

5 視点ごとの取り組み例

基本理念：食を通して市民みんなが支えあい人を育むまち さがみはら

【個人】 目標：食について興味を持ち、楽しみながら学び実践します

項目	区分	取り組み例
食事の向上	○食べる楽しさの実感とマナーの向上	○親子食育講座 ○給食のサンプル掲示とレシピの配布、給食試食会の実施 ○保育園及び幼稚園における調理活動 等
	○食事内容の向上	○赤ちゃんセミナー ○保育園及び幼稚園から保護者への「食」に関する普及・啓発 ○授業を通じた食指導の充実 ○児童生徒肥満対策事業 等
	○食事と健康生活リズムとの関わりでの向上	○親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！ ○乳幼児健康診査 ○ふれあい親子サロン 等
食文化の理解	○行事食や郷土料理の理解と伝承	○地域指導者を活用した総合的な学習や生活科、学級活動等の実施 ○地域における食文化の伝承 ○保育園及び幼稚園と地域支援者の交流を通じた食育の実施 等
	○栽培・収穫体験を通じた食への感謝と理解の向上	○農業体験学習事業（教育ファーム） ○ふるさとの生活技術指導士による地場農産物や郷土料理の普及・啓発 ○地域における農作業教育及び実践 等
食品の安全性の理解	○食の安心・安全に関する理解と適切な選択	○みんなの消費生活展 ○消費生活講師派遣事業～食品の添加物や食品表示について～ ○消費生活講師派遣事業～いま、なぜ食育～ 等
	○食品の衛生管理などへの理解	○食中毒予防キャンペーン ○食品衛生に関する講座開催による正しい知識の普及 ○正しい手洗いの普及・啓発 等

【仲間】 目標：食を通して、家庭や地域におけるコミュニケーションを豊かにします

項目	区分	取り組み例
共食の実践	○家庭・保育園・幼稚園・学校・地域における共食	○保育園及び幼稚園における調理活動 ○地域の高齢者等との調理活動 ○給食試食会における保護者間の交流
食を通じた仲間づくり	○食を通じた新たな仲間づくり ○食を通じた仲間との親睦の推進	○はじめよう！元気 Kids のおうちごはん ○ハローマザークラス ○公民館における食を通しての交流 等
食に関するグループ活動やイベント等への積極的参画	○食に関する活動の企画運営 ○食に関するグループ活動への参加	○PTA自主活動における食育の推進 ○地域における食生活改善のボランティアの養成講座への参加

【環境】 目標：楽しい食を実践しやすい環境を整えます

項目	区分	取り組み例
食育に関わる人材育成・ボランティアの支援	○食育活動グループの支援 ○食育の推進体制の充実	○教職員に対する食に関する研修の実施 ○食生活改善推進団体の育成支援 ○ふるさとの生活技術指導士の育成支援 等
地域における食育の展開	○食情報の提供	○給食のサンプル提示とレシピの配布 ○掲示や媒体を用いた食育の実施 ○学校における家庭への「食」に関する普及・啓発等 等
	○イベントの開催	○学校保健委員会の実施 ○学校における給食試食会の実施 ○みんなの学校給食展 等
	○食物の提供	○給食を活用した食指導の充実
生産者・食品関連事業者における食育の展開	○生産者における食育の推進	○農業まつり ○地産地消費普及・啓発イベント
	○食品関連事業者における食育の推進	○食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 ○イベントを通じた食の意識啓発 ○健康づくり応援店事業 等
食育実践内容を活用するためのネットワークづくり	○同一分野における連携と活用のしくみづくり ○様々な分野間における連携と活用のしくみづくり	○学校における食育の全体計画の作成と共有化 ○食育推進に関わる校内の組織化の推進 ○学校給食における地場農産物活用の向上 等

6 計画の成果指標及び推進体制

(1) 計画の成果指標

視点	項目と区分	成果指標	現状値 (基準値)	目標値	
【個人】	(1)食事の向上 ○食べる楽しさの実感とマナーの向上 ○食事内容の向上 ○食事と健康生活リズムとの関わりの向上	①朝食摂取を心がける小学生(1・3・5年生)の保護者の割合 ②緑黄色野菜の摂取頻度	90.9% 66.9%	増加 85%	
	(2)食文化の理解 ○行事食や郷土料理の理解と伝承 ○栽培・収穫体験を通じた食への感謝と理解の向上	③生産体験学習を行う小学校の割合 ④学校給食における地場農産物を使用する割合	64.9% 10.4%	75% 15%	
	(3)食品の安全性の理解 ○食の安心・安全に関する理解と適切な選択 ○食品の衛生管理などへの理解	⑤食品の安全性について理解がある人の割合	83.5%	90%	
	【仲間】	(1)共食の実践 ○家庭・保育園・幼稚園・学校・地域における共食	⑥家族全員そろって食事をする小・中学生の割合	50.4%	60%
		(2)食を通じた仲間づくり ○食を通じた新たな仲間づくり ○食を通じた仲間との親睦の推進			
		(3)食に関するグループ活動やイベント等への積極的参画 ○食に関する活動の企画運営 ○食に関するグループ活動への参加	⑦食を通じた仲間づくりをしている人の割合	25.1%	30%
	【環境】	(1)食育に関わる人材育成・ボランティアの支援 ○食育活動グループの支援 ○食育の推進体制の充実	⑧食育推進に関わるボランティアの数	65.0%	80%
		(2)地域における食育の展開 ○食情報の提供 ○イベントの開催 ○食物の提供			
		(3)生産者・食品関連事業者における食育の展開 ○生産者における食育の推進 ○食品関連事業者における食育の推進	⑨食に関する事業の年平均実施回数	4.5回	6回
(4)食育実践内容を活用するためのネットワークづくり ○同一分野における連携と活用のしくみづくり ○様々な分野間における連携と活用のしくみづくり		⑩「健康づくり応援店」の数	18店	50店	



※食育への関心がある人の割合	76.4%	90%
----------------	-------	-----

【出典】

- ①平成19年度市民生活習慣実態調査朝食をきちんと食べさせることを「いつも心がけている、時々心がけている」の合計
 - ②平成19年度市民生活習慣実態調査「緑黄食野菜の摂取頻度」の「1日1回程度、2回以上」の合計
 - ③平成19年度学校の教育活動等の取り組みに関する調査(県教育委員会)の相模原市分
 - ④平成19年度学校給食における地場農産物の使用品目状況
 - ⑤平成20年度保健所実施調査「食品の安全性について理解しているか」の「よくしている、まあまあしている」の合計
 - ⑥平成17年度さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析「この一週間の中で、家族全員そろって食事をしたこと」の「よくある」
 - ⑦平成20年度保健所実施調査「食をとおした仲間づくりをしていますか」の「している、まあまあしている」の合計
 - ⑧平成20年度食生活改善推進員養成講座の定員の充足率
 - ⑨平成17年度公民館における1館当たりの食に関する事業の実施数
 - ⑩平成19年度健康づくり応援店 協力店舗数
- ※平成18年度市政に関する世論調査「関心がある、どちらかと言えば関心がある」の合計

(2) 計画の推進体制

庁内関係課において実施状況を検証するとともに、学識経験者や関係機関等による食育推進委員会を設置し進行管理を行います。

計画の達成状況については、市民生活習慣実態調査、市政に関する世論調査等の結果により成果指標を検証します。

また、計画推進のプロセスについても適切に調査し、今後の食育の推進により効果的に活かします。

相模原市食育推進計画（案）に寄せられたパブリックコメントの意見と市の考え方

○募集期間 平成20年12月15日～平成21年1月6日

○意見提出状況 2人（7件）

食育推進計画に関する意見	件数	市としての考え方
食育と教育ファームとは関連が深いと思われるが計画に明記することはできないのか。	1件	食育を推進するためには、農林水産物の生産の知識を得ることや体験することは、とても重要となることから、教育ファームにつきましても計画に盛り込み推進するものと考えております。
地産地消を挙げられています。なぜ良いのかもっと詳しく記載していただきたいです。 伝統食について述べられていますが、地産地消とからめて、フードマイレージや生まれ育った所の食生活が身体にとって一番いい事なども学べたら良いと思います。	1件	地産地消や郷土料理などの理解を深めることは、食育を推進するために重要となるため、新たに解説する項目を設け更に詳細に記載することとしたいと考えております。
具体的な取り組みとして、収穫体験を通じた食への感謝と理解の向上を挙げられています。このことについては賛成ですが、「命をいただくこと」についても、もう少し踏み込んでいただきたいです。	1件	「命をいただくこと」につきましては、具体的に明記はしていませんが、食育の推進には必要な要素となりますので、それぞれの取り組みにおいて周知を図っていききたいと考えております。
妊婦対象の学習会や一般市民向けの出張学習会、市民対象のボランティアなどの人材育成を希望します。	3件	食育に関する取り組みにつきましては、市や関係機関において現在も様々な事業展開をしているところです。
インターネットを使っの食育講座など、インターネットの活用を検討していただきたいです。		今回、パブリックコメントを実施しました「相模原市食育推進計画」(案)につきましては、家庭や学校、保育所、地域その他の関係機関等が連携、協力し食育を推進するための基本的な方向を定めるものであり、具体的な取り組みにつきましては、この計画に基づき市、関係機関等がそれぞれで事業展開していくものとしています。
親や周りの大人から子供に伝えてきたことで知ることができたことが多々ありましたが、核家族化によってそれが少なくなっています。(アレルギーを引き起こす元となる物・小さい子供に食べさせない方がいいもの等)多くの市民が学ぶ機会をたくさん作っていただきたいです。		今回いただきました貴重な意見につきましては、事業を計画、実施していく上での参考とさせていただきます。
ネットワーク作りには期待しています。	1件	食育を推進するためには、市、関係機関等の連携、協力が重要であると考えております。 連携の具体的な方法や新たな取り組みにつきましては、計画を推進する過程において検討してまいります。